



週刊 税のしるべ

第3635号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

- 韓国法評価額は採用できず 2面
- 日税連税制審議会が答申 2面
- 「私が見た 税を巡る点と線」 3面
- 川田氏が木山氏に聞く 3面

子育て世帯に生命保険料控除を2万円上乘せ

所得税のみで令和8年限りの措置

令和7年度税制改正大綱では、所得税法上の新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者で22歳以下の扶養親族がいる場合には令和8年分における同控除の最高限度額を6万円(現行の4万円に2万円上乘せ)とすることが盛り込まれている。一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円(現行から変更しない。見直しにあわせて、給与所得者の保険料控除申告書等の記載事項も改める)。

平成24年1月以降に 民税における控除額は 契約した新生命保険に 現行のままとする。 係る現行の一般生命保 厚生労働省の7年度 険料控除(新生命保険 税制改正要望による 料控除)の控除額と、 と、遺族の生活資金の 見直し案の控除額は表 備えとして国民が必要 と考える死亡保険金は のとおり。 2289万円である一 見直しによって、22 方、子どもを扶養する 歳以下の扶養親族がい 人が加入している死亡 除の所得税における控 保険金額は平均134 除額を引き上げる。介 8万円、必要と考え り医療保険料控除と個 額の6割程度にとど 人年金保険料控除の控 まる。また、令和4年の 除額に変更はない。住 納税者1人当たりの一

一般生命保険料控除額は 3万7000円となっ ており、現行の控除上 限に近い水準にある。 こうした状況の中で子 育て支援を進めるべ とした見直しを行う。 見直しは令和8年の 時限措置として実施す る。その後の対応は明 らかでない。

7年度税制改正での 生命保険料控除の見直 しは6年度与党税制改 正大綱の中でも言及さ れていた。ただ、6年 度与党大綱では一時払 い生命保険について見 直し時に控除の適用対 象から除外するとの考

現行の新生命保険料控除の控除額

年間の新生命保険料	控除額
2万円以下	新生命保険料の全額
2万円超4万円以下	新生命保険料×2分の1+1万円
4万円超8万円以下	新生命保険料×4分の1+2万円
8万円超	一律4万円

見直し案(22歳以下の扶養親族がいる場合)

年間の新生命保険料	控除額
3万円以下	新生命保険料の全額
3万円超6万円以下	新生命保険料×2分の1+1万5000円
6万円超12万円以下	新生命保険料×4分の1+3万円
12万円超	一律6万円

記載された。旧生命保険料(23年12月31日以前に締結した契約)および今回の見直しの適用がある新生命保険料を支払った場合にも一般生命保険料控除の適用限度額を6万円(現行4万円)とする。

なお、本見直し以外にも7年度税制改正では子育て世帯への支援措置として、6年度税制改正で6年限りの措置として講じていた子育て世帯等に対する①住宅ローン減税に係る借入限度額の上乗せおよび床面積要件の緩和措置と②子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置を7年も引き続き実施することとしている。

検査院が教育訓練費増加要件で指摘

4分の3超で税負担減が訓練費増を上回る

会計検査院は15日、国会及び内閣への随時報告を行い、賃上げ促進税制における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況を公表した。その中で、教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、その適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となる事項とを認められないなどとして、経済産業省等に対し、改めて効果等の妥当性を検証し、

検査院は15日、国会及び内閣への随時報告を行い、賃上げ促進税制における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況を公表した。その中で、教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、その適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となる事項とを認められないなどとして、経済産業省等に対し、改めて効果等の妥当性を検証し、

検査院は15日、国会及び内閣への随時報告を行い、賃上げ促進税制における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況を公表した。その中で、教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、その適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となる事項とを認められないなどとして、経済産業省等に対し、改めて効果等の妥当性を検証し、

想定されるとした。実際に、平成30事業年度から令和3事業年度に電子申告を行った延べ33万4716法人のうち、教育訓練費に係る上乗せ税額控除を適用した延べ1万2861法人を検査したところ、76.2%となる延べ9812法人において、教育訓練費増加額を上回る額の税負担を軽減している状況が見受けられたとした。この9812法人における教育訓練費増加額の合計額に対する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の合計額の超過額は214億円だった。

また、経済産業省等が税制改正要望に当たって参考にしてきた研究を参考に、延べ9970法人を対象にして教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額を算出し、これに対応する上乗せ税額控除の額と、実際の税額控除の額と比較したところ、実際の上乗せ税額控除の額の合計額は上乗せ税額控除の試験額の合計額と比べて157億6871万円余り大きくなっていった。

経済産業省等による検証状況等に関する検査では、事前評価書に「タイムチャージ」の記載がある。タイムチャージとは、顧問報酬は適正額ですか?という問いに対して、顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。1名様220円/月(5名様より)と記載されている。

創知株式会社 www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

石井敏彦・鬼塚大英・杉尾充茂・椿隆・吉本覚 共編
▼B5判・1520頁・定価2530円(税込)

令和7年3月申告用 **所得税確定申告の手引**

確定申告書の書き方、所得税の解説書の両面から利用可能な実務書。様々な確定申告のケースに基づく具体的な記載例87事例を収録。

鈴木憲太郎・増尾裕之 共編
▼A5判・1070頁・定価3740円(税込)

令和7年3月申告用 **所得税確定申告書記載例集**

最新の各種住宅税制を網羅した確定申告時の必読書。

秋山友宏 著
▼B5判・300頁・定価2640円(税込)

二訂版 上場株式等に係る利子・配当譲渡所得等の課税方式選択を踏まえた申告実務

上場株式等の利子・配当譲渡に係る申告実務に資する分かりやすい解説。

松岡章夫・山岡美樹 共著
▼A5判・230頁・定価2750円(税込)

相続を見据えた計画的な生前贈与のポイント

暦年課税と相続時精算課税のそれぞれのメリット・デメリットを多角的な視点から解説。

品川芳宣 著
▼A5判・620頁・定価6050円(税込)

附帯税の実務研究

附帯税に関する紛争事件の解決に資する一冊。

和氣光 編著/北林隆明・齋藤文雄・高田具視・佐藤明弘・宮川博行 著
▼B5判・900頁・定価4400円(税込)

令和7年版 **消費税の実務と申告**

本書独自の内訳表により免税事業者等からの仕入れを具体的に基つき解説。

仲北篤 編
▼B5判・840頁・定価4510円(税込)

令和7年版 **譲渡所得の実務と申告**

土地建物等の譲渡所得を中心に申告の仕方等について解説し、申告書記載例を多数収録。

仲北篤・柳川秀和 共編
▼B5判・1290頁・定価4950円(税込)

令和6年版 **相続税・贈与税の実務と申告**

設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利なる必読書。

大蔵財務協会 編
▼A5判・3020頁・定価7260円(税込)

令和7年版 **財政会計六法**

令和6年10月31日迄の改正を織り込み、財政会計に関する重要法令六百余件を11章に分類して収録。憲法を頂点とし、法律、政令、省令、通達に至るまで常時必要なものは細大漏らさず網羅した必携書。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03 3829 4141 FAX 03 3829 4001
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)
一国税務情報センター(電子版、アクセスは、
次のアドレスで) https://www.zaikeyo.or.jp

【大蔵財務協会 オンラインブックショップ】

非居住者が相続した韓国の非上場株式の評価を巡り判決

韓国法評価額を採用すべき理由なし

更正処分における課税価格が適切な時価

死亡時に日本に住所を有していた者(被相続人)の相続に当たり、いずれも韓国籍で、日本に住所を有していない相続人らが韓国の民法に基づき被相続人の財産を相続した。本件相続に当たり、相続人らの一部が日本での相続税に課税を受けた更正処分に対し、相続財産のうち韓国で設立された会社の非上場株式について課税価格が過大である旨を主張して処分の一部取消しを求めていた事案で、東京地裁(篠田賢治裁判長)は昨年12月13日、韓国の税務当局が法令に基づき本件株式の税法上の時価とした韓国法評価額を本件株式の課税価格と認めるべきとする相続人らの主張を退け、処分は適法だったと判断した。

死亡時に日本に住所を有していた者(被相続人)の相続に当たり、いずれも韓国籍で、日本に住所を有していない相続人らが韓国の民法に基づき被相続人の財産を相続した。本件相続に当たり、相続人らの一部が日本での相続税に課税を受けた更正処分に対し、相続財産のうち韓国で設立された会社の非上場株式について課税価格が過大である旨を主張して処分の一部取消しを求めていた事案で、東京地裁(篠田賢治裁判長)は昨年12月13日、韓国の税務当局が法令に基づき本件株式の税法上の時価とした韓国法評価額を本件株式の課税価格と認めるべきとする相続人らの主張を退け、処分は適法だったと判断した。

被相続人は平成27年11月27日に死亡し、本件相続が開始した。当時は本件株式の価額を約97億4440万円と主

張。理由として本件株式の評価に当たっては、財産評価基本通達の定めるところにより、被相続人の死亡時における時価を客観的に交換価値として認めらるべきと主張した。

しかし、地裁は更正処分の際の本件株式の課税価格である約1億9億2708万円(本件株式の純資産価額を相続開始日の対顧客直物電信買相場場で日本円

換算した金額)は、評価通達の定める評価方法である純資産価額方式に準じた方法で評価されたもので、同評価に一般的合理性が認められると指摘。同評価方法によっても本件株式の適正な時価を適切に算定することのできる特別な事情も認められないとした。

そうすると、更正処分における本件株式の課税価格は、相続開始日における本件株式の客観的な交換価値としての適切な時価、すなわち相続税法22条所定の「時価」を上回るものではないと推認され、相続人らの主張等を精査しても、同推認を覆

がたいとした。昨年未だインフルエンザに罹り、「マイナ保険証」を初めて使用した。顔認証カードリーダーは、逆光下やカメラに顔を近づけすぎた場合などにうまく作動しないケースがある。今回はマイナ保険証を設置する向きや認証に少し手間取ったものの、無事に作動し確認できた。顔認証カードリーダーが正

常には作動しない場合は、旧来の保険証(有効期限内)が今年12月1日まで使えるので代用できる。マイナ保険証がない人には、今の保険証の有効期限内に代わりとなる「資格確認書」が届く。有効期限は最長5年で、更新もできる。★マイナ保険証は便利だが、不慣れな移行期にトラブルが相次ぐと、国民に制度への不信が募りかねない。行政、医療機関らはさまざまなケースの対応策にしっかり備えてほしい。(M)

日税連税制審 加算税制度の簡素化・明確化を提言

「附帯税のあり方」答申まとめる

日本税理士会連合会(太田直樹会長)の税制審議会(会長川中里美東京大学名誉教授)は昨年12月17日、令和6年度の諮問事項「附帯税のあり方」について「に対する検討結果を取りまとめ、太田会長に答申した。近年における軽減・加重措置に係る改正は、加算税制度をより一層複雑化したともいえるなどとして

「国税通則法を根拠とする附帯税の問題点が生じていること」

と指摘。これらの改正は、不正に税負担を逃れようとする納税者に対して一層重い経済的制裁を課すための改正ではあるが、加重算税と他の加算税との線引きが曖昧になったとも考えられるなどとしている。

それらを踏まえ答申では、①税に対する公平感を大きく損なうような行為であることがある程度形式的に認識できる事例については、事例ごとに過少申告加算税等の加重措置を設けるのではなく、加重算税の対象とすべきであること、②加算税の賦課要件の明確化を図るため、不確定概

念に関する規定の解釈について可能な限り判断基準や判断事例を明示すること、③立法措置として、加重算税の賦課要件に形式基準を設けること、④国外送金等調査法等における加重算税の軽減・加重措置は廃止することなど

を提言している。なお、日税連ではこの答申等を踏まえ、毎年の関係省庁等に提出している税制改正建議書を取りまとめることになり、利用可能なクレジットカードも一部変更

納付受託者が「トヨタファイナンス」から「エフレジ」に変わっており、利用可能なクレジットカードと決済手数料も変更されている(表参照)。

決済手数料

納付税額	決済手数料(税込)	
	変更前	変更後
1円～10,000円	83円	99円
10,001円～20,000円	167円	198円
20,001円～30,000円	250円	297円
30,001円～40,000円	334円	396円
40,001円～50,000円	418円	495円

※以降も同様に10,000円を超えるごとに決済手数料が加算。

利用可能なクレジットカード

変更前	変更後
Visa	Visa
Mastercard	Mastercard
JCB	JCB
American Express	American Express
Diners Club	Diners Club
TS CUBIC CARD	

「種」を想い「人」を想い「幸せ」を想う

namisato

株式会社 波里

色々作れる
米粉レンジは
こちらから

栃木県佐野市市村上町 903
https://www.namisato.co.jp

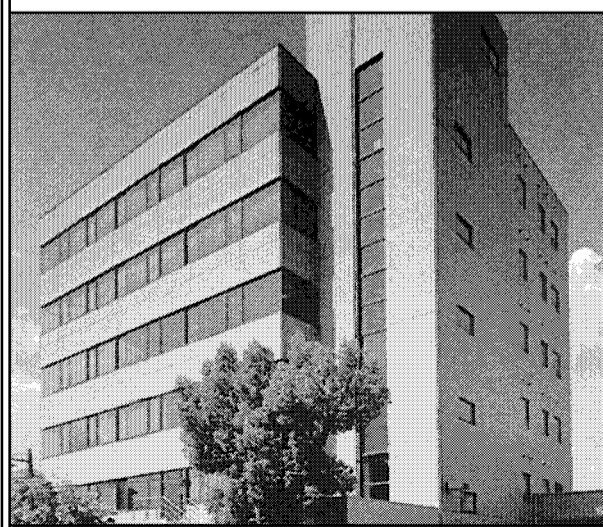
精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光興産特約販売店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2675
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

ENEOS株式会社 特約店
ENEOSグローブ株式会社



株式会社 武重商会

本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)
長野支社 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)
松本支社 松本市高富東1-30 電話 松本27-6111(代表)

特別企画

私が見た
税を巡る
点と線

青山学院大学法学部教授・弁護士 木山 泰嗣

聞き手 川田 剛氏

今回は、税務訴訟で一躍有名になった、鳥飼総合法律事務所にかつて実務家として所属し(現在は客員)、弁護士として多くの税務訴訟に携わり、現在は青山学院大学法学部の教授を務める木山泰嗣氏に登場いただいた。木山氏は弁護士時代のエピソードや、学者になった現在の心境などを語った。

弁護士になったきっかけ

川田 先生の出身地はどちらですか。また、どうして弁護士を志望されたのですか。

木山 出身は横浜市です。横浜駅から比較的近い場所です。住んでいました。弁護士を目指したのは高校生のときです。進学校だったのでですが、本当に勉強が苦手というか、高校に行ってから全然できなくなりました。

成績も、どの科目も悪かったですね。木山 司法修習生の頃に、いろいろビジネス系の勉強をしないと読むのが好きだった

そういうときに、本



木山泰嗣(きやま・ひろつぐ)氏の略歴 上智大学法学部法律学科卒業。主な著書に「リーガルマインドで読み解く重要税務判例20選」「税法独学術」「税法文章術」(いずれも大蔵財務協会刊)などがある。現在は青山学院大学法学部教授で弁護士。

ストックオプション訴訟が税金との接点

法改正の本を新宿の南の接点だった。

木山 はい、そうで見つけたのですが、それが本当に接点がすごく分かりやすかった。誰が書いていたのかなど思っていた。与えられたものを本著者を見たら、弁護士さんたちが書いていた。それが、鳥飼総合法律事務所の先生方でした。

税務訴訟に関わる

木山 2003年の10月に鳥飼事務所に入所したのですが、ちょうどその1年前に、東京地裁での有名なストックオプション訴訟の判決、一時所得の判

税理士さんに教わるのが多かった

決が出て。また、入所する数カ月前にも一時所得判決が出たということ、ストックオプション訴訟がすごく活発でした。訴訟に勝ち始めたときに入所したものです。先輩方のお手伝いみたいな感じでした。

川田 それ税金と

木山 自分よりはるかに年上の経験豊富な税理士さんと一緒に、ずっと税務訴訟をやってきました。私は逆に、税法の勉強をしたことがないまま弁護士として仕事を始めていたの

木山 大学院でも税理士を目指す社会人の方とか、毎年結構な人数をもう10年間見てきているのですが、法学部出身じゃない人がどうしても半数以上です。ね。という意味で、最初は院生の指導も結構苦勞しました。会計的な発想の方が多くて、法学としてどう読むかみたいなことがなかなか地に足がつかないという部分で。

川田 そもそも条文なんか見ない。

木山 そうなんです。ね。ただ、やり方は数年かけて、どうしたら社会人の大学院生に法学の勉強の仕方がなじめかというのをいろいろ研究してきました。今では比較的多くの院生がすぐに法学になじめるように、指導ができるようにはなってきました。

川田 これから税理士になりたい人にアドバイスがあります。

税理士について

川田 税理士の補佐人制度があります。訴訟で共同しておられる

木山 税理士の仕事って、そういう意味では、ほとんど法律家としての部分というのが、重要な部分ではないでしょうか。そして、やはり計算の部分などは、どんどん進化していくのかもしれない。

川田 これから税理士になりたい人にアドバイスがあります。

木山 税理士の職業は、AIと奪われていくのかもしれない。

川田 これから税理士になりたい人にアドバイスがあります。

木山 税理士の仕事って、そういう意味では、ほとんど法律家としての部分というのが、重要な部分ではないでしょうか。そして、やはり計算の部分などは、どんどん進化していくのかもしれない。

電子版に詳細版を掲載しています

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社
代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>

**地域に拓き、貢献する
優良企業**

**「寝具リース」全国に広がる
スケールとネットワークで
「快適品質」をお届けします。**

◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会
代表取締役 小山 喜康

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市中区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市柳根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡

本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

京都市

宿泊税を最高1万円に引き上げへ

来月条例案を提出 8年3月からの適用を目指す

京都市は14日、平成30年に導入した宿泊税を見直し、1人1泊につき現行の最高1000円から10倍に当たる1万円にまで引き上げる案を発表した。改正条例案を2月の市議会に提出し、可決された場合は総務相との協議を経て令和8年3月からの適用を目指す。宿泊税は京都市を含めて1都1府1県6市2町で導入されているが、1人1泊当たりの最高額(宿泊料金の2%の定率制である北海道倶知安町を除く)は昨年11月1日に宿泊税を導入した北海道二セコ町の2000円(宿泊料が10万円以上で適用)で京都市の最高額はこれと比べても5倍の水準となる。

現在は二セコ町の1人1泊2000円が最高額

京都市の現在の宿泊税は1人1泊当たり2000円(宿泊料金が2万円未満)・5000円(同2万円以上5万円未満)・10000円(同5万円以上の3区分。見直しによってこれを最低2000円から最高1万円の5区分とし、

令和5年の「確認書」の交付件数は前年比6%減

低未利用土地の利活用

国土交通省は昨年12月24日、低未利用土地の利活用促進に向けた長期譲渡所得100万

円控除制度の利用状況を公表した。それによると、令和5年に自治体が同制度における低未利用土地等確認書を交付した件数は前年比6%減の4555件だった。すべての都道府県で確認書の交付実績があり、平均して約97件、1件当たりの譲渡の対価の額(土地と上物の合計)は平均278万円となっている。都道府県別の確認書の交付数上位は、北海道が2

98件、茨城県が269件、岐阜県が214件の順。また、譲渡前の低未利用土地等の状態は空き地が50%、空き家が35%と大半を占めており、譲渡後の利用用途は68%が住宅となっている。同制度は2年7月かから始まり、各年の確認書の交付数は、2年(7~12月)が2060件、3年が3090件、4年が4842件。なお、5年1月からは同制度の対象が拡充されている。確認書は、申請のあった土地等について、都市計画区域内の低未利用土地等であることなどについて確認して自治体が発行するものがある。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777

中部事業部 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255

関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417

関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071

北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011

九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

横浜事業部 〒253-0105 神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号
TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564

中小企業庁は昨年12月20日から、中小企業と支援機関をつなぐ新たなマッチングシステムとなる「成長加速マツチングサービス」における事業者の事前登録を開始した。事業者は、資金調達や販路開拓などさらなる成長を目指す上での課題やニーズを登録することによって、関係を持った支援機関からコンタクトを受けることができるようになる。同サービスの開始は今年3月が予定されており、事前登録にはGビジネスIDプライムが必要となる。

同サービスは、補助金に採択された事業者を始めとする挑戦意欲のある成長志向の事業者及びそのような事業者を支援したい支援機関が集うプラットフォームをコンセプトとしている。事業者は、自ら選択した支援機関グループの各機関に登録内容を公開し、支援機関は登録された事業者を検索して、関心を持った事業者に対してコンタクトができるものとなる見込み。支援機関には、金融機関や投資機関、各工業等の認定支援機関、商工会・商工会議所、よろず支援拠点等が想定されている。事業者は、同サービスに登録し、情報を開示することで、①全国の支援機関に対してアプローチする機会が得られるため、これまで接点のなかった支援機関から新たな支援を受けられる可能性が高まる。同サービスは、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う個人が、一定のスイッ

セルフレセグレーション税制検討会が効果を検証 夏ごろまでに厚生労働省のセルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会は8日、第1回会合を開催した。同検討会では、セルフメディケーション税制の効果の検証などを行い、今夏頃までに同税制の今後のあり方などについて取りまとめをするとしている。同税制は、健康の維持増進に向けた検討が必要としている。なお、適用状況は5年分4・9万人となっている。

ある成長志向の事業者の課題やニーズを踏まえ、①これまで接点が多かった事業者に対してコンタクトが可能となる、②効率的にコンタクトすることが可能となるとしている。

ない高い水準となる。京都市のように観光地としての人気が高いことに加え、高級ホテルが多くあることなどが前提になると考えられるが、京都市の取組みが成功すれば、他の地域でも高額の宿泊税を設定する動きが広まる可能性がある。

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

続 傍流の正論 羊 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

27

所得税は、拒税力に応じて租税を負担するといふことで、理想的な租税であるといわれる。その拒税力を適切に算定するために、所得の種類を10に区分し、その種類によっては拒税力に応じた所得金額の計算が行われ、所得控除においては、課税最低限の保障等各種政策目的なり拒税力に配慮した控除が行われ、そして、最も拒税力に配慮したものといわれる多段階かつ高率な累進税率が適用されている。

しかしこれらの各種の措置については、それらが主として政策的目的を有しているが故に、首肯できるものもあれば、首肯し難いものもある。その首肯し難いもの一つに、所得控除における所得制限がある。これも、各所得控除が拒税力の調整であるから、適切な調整を行うための所得制限も当然であるとも考えられるが、当該所得控除の趣旨に反するような所得制限も見受けられる。

例えば、配偶者控除及び配偶者特別控除については、納税者の年間所得金額が1000万円を超えたとそれらの控除が受けられなくなる。しかし、元々、配偶者控除を設けた趣旨は、本稿第4回でも述べたように、納税者の所得稼得に対する配偶者の貢献を認め、事業者の専従者控除とのバランスを図ること等を目的とし、創設当時(昭和36年)には他の扶養控除の約1.5倍の控除を認めてきたはずである。

ところが、右のような配偶者の貢献度が高まりその成果として納税者の所得金額が1000万円を超えたと、配偶者控除が受けられなくなるといふことで、配偶者控除創設の趣旨は没却されることになる。しかも、このような配偶者控除の所得制限を受ける納税者は、給与所得者が最も多いものと推定される。

もともと、所得金額が1000万円を超える給与所得者は、企業や官庁の部長クラスであるが、彼らは、まさに「企業戦士」として、

所得制限

寝食を忘れる思いで職場に精励している人たちが、それであるが故に、専業主婦等の配偶者のサポートを最も必要としている人たちである。その点では、昭和36年度税制改正の際にも示唆されていた二分二乗方式の課税制度が最も適している人たちである。また、このような人たちは、目の前の仕事に没頭しているが故に、税制上の不合理に声を上げる人も少ない。

他方、事業所得者については、事業所得の金額が増加すればするほど、事業専従者の給与も引き上げることができるであろうから、前述のような給与所得者等に対する所得制限の憂き目にあつてもない(もともと、事業所得者であっても、配偶者控除の適用について所得制限があるが、通常は専従者控除を適用している)。ここにも、給与所得者と事業所得者間の課税のアンバランスがある。

もう一つの所得制限は、基礎控除にある。現行の基礎控除(年48万円)は、納税者の合計所得金額が2400万円を超え2450万円以下の場合には32万円に減額され、2450万円を超え2500万円以下の場合には16万円に減額され、2500万円を超えることなく。

もともと、基礎控除は、課税最低限の基礎になるといふことで、所得金額の多寡に関係なく定額で控除されてきたが、平成30年度税制改正によって、前述のような改正が行われ、令和2年から実施されている。これも、基礎控除の本来の趣旨とかけ離れた唐突な税制改正であったと言える。

以上のような配偶者控除及び基礎控除の所得制限については、税制上の理論よりも「取りやすいところから取る」が常に優先しているようである(もともと、「取りやすいところから取る」のも一つの税理論ではあるが)。

すなわち、所得金額が1000万円以上又は2000万円以上の所得者は、企業や官庁の部長又は役員クラスの給与所得者が多く、彼らは、源泉徴収制度に服しているから、最も容易に租税を徴収できる人たちである。そして、彼らは、労働組合があるわけでもなく、意外に発言力の低い人たちでもある。いずれにしても、専業主婦にせよ、部長クラスにせよ、彼(女)らに対する所得税制のあり方について再考すべきであると考えられる。

資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除く。

②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。なお、令和7年4月1日以前にリース譲渡を行った法人の9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法(同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る)により収益の額及び費用の額を計算することができることとする。7年4月1日から9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる(所得税についても同様)。

③9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとする(所得税についても同様)。

9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る)については、7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずる。

リース会計基準の変更で所要の措置

リース譲渡の特例廃止に伴い経過措置

令和7年度税制改正大綱を読む

■編集部 編

3

法人課税③

【スピノフ等の実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置】

通算法人の株主がその通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額等について、株式分配の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合等につき、その分母及び分子に簿価修正相当額の金額を加減算する等の見直しを行う。分割型分割についても、同様とする。

【リース会計基準の変更に伴う所要の措置】

借手のオペレーティング・リースの費用について現行どおり支払リース料等を損金算入するとともに、貸手の経理処理についてリース譲渡に係る特例の廃止に伴う経過措置を講ずる。主な内容は以下のとおり。

①法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。その支払う金額には、その

MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA
豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市中千代区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

かるガル
ファクタリング

セイノーグループだからできる
輸送コースもご用意!

カンガルー便
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

2%~4%

西濃運輸
SEINO

裁決事例集

224

裁決のポイント

原処分庁が、固定資産課税台帳に登録された価格のない土地に類似すると主張する不動産は、当該土地に類似する不動産とは認められず、当該土地に類似する不動産は存在しないため、本件各土地を固定資産評価基準に定める評価方法に則して算定するのが相当であるとした事例。

審査請求人が、土地の所有権移転登記を受けるに当たり納付した登録免許税の額が過大であったとして、原処分庁に対し、所轄税務署長に対する還付通知をすべき旨の請求をした。しかし、原処分庁は、還付通知をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人が原処分庁の全部の取消しを求めた。これに対し、国税不服審判所は、原処分庁が主張する固定資産課税台帳に登録された価格のない土地に類似する不動産は、当該土地に類似する不動産とは認められず、審判所における調査の結果においても、当該土地に類似する不動産は存在しないため、当該土地の登録免許税の課税標準たる額は、各土地を固定資産評価基準に定める評価方法に則して算定するのが相当であるとして、原処分の一部を取り消した(公表裁決、令和6年5月27日付)。

事案の概要

請求人は、昭和60年6月〇日に設立された、不動産の売買、賃貸、管理、仲介等の取引に関する業務等を目的とする特例有限会社である。

請求人は令和4年12月12日、登記申請に先立ち、H司法書士を通じて、D地方税務局に対し、a市d町〇〇〇に所在する土地(地積〇平方メートル、同所〇〇

編集部編

台帳価格がない土地の登録免許税は、固定資産評価基準に則して算定

〇〇に所在する土地(地積〇平方メートル)及び同所〇〇〇〇に所在する土地に係る「固定資産評価額証明書請求書」を提出したところ、同日、D地方税務局から「土地の評価額等については、次のとおり」として、「原処分庁」欄の価格が示された。H司法書士は4年12月26日、請求人及びJから委任を受けて、D地方税務局に対し、本件各土地について、前述で示された「原処分庁」欄の価格に基づき、登録免許税の課税標準たる本件各土地の価額を〇〇〇〇円、登録免許税の額を〇〇〇〇円として、同日売買を原因とする請求人に対する所有権移転登記を申請し(本件登記申請)、請求人は、本件登記申請に係る申請書に収入印紙を貼付する方法で当該登録免許税の額を納付した。

D地方税務局の登記官は、4年12月26日、本件登記申請のとおり本件各土地の価額を認定し(本件登記官認定額)、所定の登録免許税の納付を確認した上、本件各土地について、本件登記申請どおりの登記をした。

請求人は5年7月21日、原処分庁に対し、本件登記の時に登録免許税の課税標準の正しい額は、「請求人」欄の価格である〇〇〇〇円であり、これを基礎に計算した登録免許税の額〇〇〇〇円と、前述の登録免許税の額〇〇〇〇円との差額である〇〇〇〇円は過誤納であるとして、登録免許税法第31条(過誤納金の還付等)第2項の規定に基づき、所轄税務署長に対する還付通知をすべき旨の請求をした。

原処分庁は、還付通知をすべき旨の請求に対し、5年8月4日付で還付通知をすべき理由がない旨の通知処分(原処分)をした。

請求人は、原処分を不服として、5年8月12日に審査請求をした。

争点は、本件登記官認定額が登録免許税の課税標準たる本件各土地の価額として過大であるか否か。

審判所の判断

本件各土地は、自治会の公園用地に供されている土地であるとして固定資産税

を非課税としたため、4年度の固定資産税の賦課期日(4年1月1日現在)における課税台帳に登録するそれぞれの価格を算定しなかった。したがって、4年1月1日現在における課税台帳に登録された本件各土地のそれぞれの価格は、同年中のいずれの時点においてもなかった。請求人は、所有権移転登記を受けた本件各土地には、本件登記の時に固定資産課税台帳に登録された台帳価格があったとして、当該価格をもって登録免許税の課税標準たる価額とすべきである旨主張する。しかしながら、4年中のいずれの時点においても、同年1月1日現在において課税台帳に登録された本件各土地の価格はなかったから、請求人の認識には誤りがある。

一方、原処分庁は、本件各土地には台帳価格がなく、登記官が登録免許税法施行令附則第3項の規定により、本件各土地に類似する不動産の台帳価格を基に算定した本件登記官認定額を登録免許税の課税標準たる価額としたことは適正である旨主張する。しかしながら、原処分庁が主張する本件各土地に類似する不動産は、本件各土地とは形状が大きく異なるほか、地積、間口、奥行き、利用状況および接道状況や路線価にも違いがあるため、本件各土地に類似する不動産とは認められず、本件登記官認定額は、登録免許税法施行令附則第3項に規定する登記機関が認定した価額として適正なものとはいえない。

そして、審判所における調査の結果においても、本件各土地に類似する不動産は存在しないから、課税台帳に登録された価格のない不動産に類似する不動産は存在しないといえる。そのため、本件各土地の登録免許税の課税標準たる価額は、本件各土地を固定資産評価基準に定める評価方法に則して算定した台帳価格相当額とすべきである。したがって、本件登記官認定額は、登録免許税の課税標準たる本件各土地の価額として過大であると認められ、原処分の一部を取り消すこととする。

注目の二冊

上場株式等に係る

利子・配当・譲渡所得等の

課税方式選択を踏まえた申告実務

(二訂版)

秋山 友宏 著

上場株式等の所得に係る課税方式の選択と源泉徴収選択口座の申告方法や国外上場株式等への投資による為替差損益の認識と税額控除制度の活用、所得税・住民税一体課税における保険料負担等を考慮した課税方式選択を踏まえ、10の事例を用いて申告実務に資する解説を行ったのが本書。

今版では、特定上場株式等の配当等に係る有利選択において国民健康保険の介護保険料の有無による区分を新たに設け、全国主要都市のデータを使用した計表などを織り込み、ますます内容充実。具体的には、「所得税の課税方式と金融所得課税の概要」から始まり、「所得税・住民税一体課税における課税方式の有利選択」税負担・保険料負担を考慮」などを解説、「課税方式の有利選択」による事例解説一では、「相続取得の上場株式等の譲渡と相続税額の取得費加」

「上場株式等の配当等に係る分配調整外国税相当額控除」などを盛り込む。B5判、304ページ。定価2640円(税込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

なみを超えろ



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

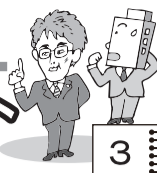
躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

中小企業が知っておくべき 直近の労働関係法令改正のポイント



■弁護士 毛塚 衛

労働条件の明示事項等についての改正

1 労働条件の明示
 会社は、従業員との間で労働契約を締結する際に労働条件を明示する義務を負っています(労働基準法第15条1項参照)。
 明示が義務付けられている労働条件は、①労働契約の期間に関する事項、②有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項、③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項、⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、⑥退職に関する事項、⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払

昔のひな型の使いまわしに注意

法改正に対応できていない可能性も

の時期に関する事項、⑧臨時に支払われる賃金、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項、⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項、⑩安全及び衛生に関する事項、⑪職業訓練に関する事項、⑫災害補償及び業務外の疾病扶助に関する事項、⑬表彰及び制裁に関する事項、⑭休職に関する事項

の時期に関する事項、⑧臨時に支払われる賃金、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項、⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項、⑩安全及び衛生に関する事項、⑪職業訓練に関する事項、⑫災害補償及び業務外の疾病扶助に関する事項、⑬表彰及び制裁に関する事項、⑭休職に関する事項

についても労働条件通知書に明記する必要があります。

3 労働条件の明示事項等についての改正
 令和6年4月1日に施行された労働基準法施行規則及び有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の改正により、労働条件の明示事項等は以下のとおり拡張されることになりました。

4 企業における実務対応
 労働条件通知書については厚生労働省のウェブサイトに於いて、ひな型が提供されているため、このひな型を利用してはいる会社も多いかと思います。
 もっとも改正に伴い、ひな型も随時更新されています。会社によっては、昔のひな型を使いまわしているところもあるかと思われ、その場合、使用しているひな型が現在の法改正に対応できていない可能性があり、労基法違反で罰金等の処分を受ける可能性がありますので注意しましょう。

1 一点目として、全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時において就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になりました。「変更の範囲」とは将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
 2点目として、有期労働契約の締結と契約更新の時期ごとに、更

自分らしい終活

実行のための整理と計画

■税理士 友松 悦子

先週に続いてエンディングノートの各項目の留意点です。

5 支払等の停止依頼リスト
 社会保険関係(健康保険・公的年金・介護保険の各番号・連絡先)、クレジットカード(会社名・番号・支払銀行・支払日・連絡先)、携帯電話(携帯電話番号・契約者名・連絡先)、固定電話(電話番号・契約者名・連絡先)、パソコン(メールアドレス・連絡先・保有しているメールアドレス・ホームページの契約会社及びURL)、公共料金(電気・ガス・水道・NHKの番号・連絡先)、その他(会社名・連絡先)、インターネットを介して利用しているサービス(メール・SNS

エンディングノートの各項目の留意点②

S・買物のサイトなどのIDとパスワード
 ↓インターネットサービスなどはIDやパスワードが分からず放置となる可能性が高いので、分かるように記載しておきましょう。ただし、情報が漏れると大変なことになるので、その点は充分注意してください(第7回で詳しく解説します)。

6 葬儀のこと
 葬儀をしてもらいたいか、葬儀業者や会場(会員が否か、会費支払の有無、会員番号)、葬儀の規模・内容・費用に関する希望(香典・供花・供物の受取の可否、遺影の保管場所、納棺時の服装の保管場所、棺や骨壺に入れてもらいたいものの保管場所、葬儀で流したい曲、葬儀でこだわりたいこと)、宗教(菩提寺の有無、宗派、無い場合の希望の寺院)、戒名などの希望(要不要、要の場合の依頼したい寺院・入れてもらいたい文字)
 ↓最近さまざま形態の葬儀があります。被相続人の希望が分かっていたら、相続人は選択

7 お墓のこと
 希望する埋葬方法(菩提寺や霊園の有無、その名称・場所、墓の使用権者名、権利証の保管場所、散骨等希望の場合は業者名・連絡先)、お墓の承継者についての希望
 ↓お墓を使えるかどうかを確認し、使用権に関する資料は残しておきましょう。

8 遺言書の形式(公正証書か自筆証書かなど、公正証書の場合は原本保管の公証役場名、正本・謄本の保管場所、自筆証書などの場合は保管場所・連絡先)、遺言書に記載のない遺品の形見分けしたい品名とあげたい人(名前・連絡先)、遺品の処分方法
 ↓遺言書が見つげられることなく分割や処分が進められることのないよう、遺言書があることは、相続人や信頼できる人に伝えておくべきでしょう。

TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度における石油石炭税の課税額になります。

答え= 、、、 億円

予想難易度：8

1	5		4	3				9
	3		7		8			
7			6	1				B
		A		6				4
2		3	8		9	5		1
6				4			D	
				2	4			7
			9		7			5
	8			5	6			3
								2

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
 パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 1月26日(日)

前回の答え 、、、 億円

豊かな経験、確かな技術。



Ⓢ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
 高松市松福町2丁目4-6
 TEL087-851-1178(代)
 FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
 建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

